

倉敷市放置艇等の発生の防止及び適正な処分等に関する条例

令和7年6月24日

条例第49号

(目的)

第1条 この条例は、放置艇等の発生の防止及び適正な処分等に関し必要な事項を定めることにより、公共の水域等の機能の保全並びに市民の快適な生活環境の維持及び向上を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 船舶等 浮揚力を利用する構造物をもって、貨物又は人を積載し、自航、非航を問わず水面を移動するために用いられるもの（以下「船舶」という。）及び当該船舶の係留の用に供する工作物をいう。
- (2) 公共の水域等 普通河川（河川法（昭和39年法律第167号）第100条の2第1項に規定する一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川をいう。）、水路等（農業用水路、排水路及び都市下水路をいう。）及びため池等（農業用ため池、調整池、貯水池及び遊水池をいう。）並びにその周辺の陸域のうち本市が管理する公共の用に供する区域をいう。
- (3) 放置 船舶等（やむを得ない事情があると市長が認める船舶等を除く。）が正当な権原に基づくことなく、係留（ロープ、鎖等で護岸につなぎ留められ水面上に浮いている状態をいう。）し、浮遊（係留されることなく水面上に浮いている状態をいう。）し、若しくは沈没（浸水又は水中に沈んでいる状態をいう。）し、又は定置（水面上ではない周辺の陸域にある状態をいう。）されている状態をいう。
- (4) 放置艇等 船舶等で、放置されているものをいう。
- (5) 所有者等 船舶等の所有権、占有権若しくは使用権を現に有する者又は最後に有した者及び船舶等を放置した者又は放置させた者をいう。
- (6) 事業者等 船舶等の製造、輸入、販売、整備、保管又は解体を業として行っている者及びこれらの者の団体をいう。
- (7) 処分等 放置艇等の撤去、保管、売却若しくは廃棄又はこれらのために必要な措置を

いう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、自らの責任において船舶等の係留保管施設等を確保し、適正な管理に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

2 所有者等は、公共の水域等周辺の生活環境及び都市景観の保全に配慮し、船舶等の適正な利用に努めなければならない。

(市長の責務)

第4条 市長は、放置艇等の発生の防止及び適正な処分等に関し、啓発その他の必要な施策を講じるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、船舶等が放置されないように啓発、情報の提供その他の適切な措置を講じるように努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(放置の禁止)

第7条 何人も、市内全域の公共の水域等に船舶等を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(通報等)

第8条 放置されている、又は放置されるおそれのある船舶等を発見した者は、市長にその旨を通報するように努めなければならない。

2 市長は、前項の規定による通報を受けた場合において、必要があると認めるときは、その内容を関係機関に通報する等適切な措置を講じるものとする。

(調査等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による通報があったとき、同項の船舶等を発見したとき又はその他必要があると認めるときは、その職員に当該船舶等の所有者等その他の事項の照会等による調査をさせることができる。

2 市長は、前項に規定する調査を行うために必要な限度において、その職員に当該放置艇等への立入調査をさせることができる。

3 市長は、第1項の規定による調査及び前項の規定による立入調査の結果、当該船舶等が放

置艇等であると判明したときは、所有者等に適正な処分等を促すため、その職員に当該放置艇等に警告書を貼り付けさせるものとする。

4 第2項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者等の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(撤去勧告)

第10条 市長は、前条第1項の規定による調査及び前条第2項の規定による立入調査の結果、放置艇等の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、当該放置艇等を撤去するように勧告することができる。

(撤去命令)

第11条 市長は、前条の規定による勧告を行ったにもかかわらず、放置艇等を撤去しない所有者等に対し、当該放置艇等を撤去するように命ずることができる。

(撤去等の代執行)

第12条 前条の命令を受けた者が放置艇等の撤去を履行しない場合における代執行に関しては、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところによる。

(所有者等が不明の場合の措置)

第13条 第11条の規定により放置艇等の撤去を命じようとする場合において、過失がなく当該撤去を命ずべき者を確知することができないとき（過失がなく第10条の勧告が行われるべき者を確知することができないため第11条に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市長は、当該撤去を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、当該撤去を行うべき旨及びその期限までに当該撤去を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該撤去を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により放置艇等を撤去し、又は撤去させたときは、当該放置艇等を保管しなければならない。

3 市長は、前項の規定により放置艇等を保管したときは、当該放置艇等の所有者等に対し当該放置艇等を返還するため、規則で定める事項を公告しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により保管した放置艇等が滅失し、若しくは破損するおそれがある

とき、又は規則で定めるところにより評価した当該放置艇等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、規則で定めるところにより、当該放置艇等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 市長は、前項の規定による放置艇等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該放置艇等を廃棄することができる。

6 第4項の規定により売却した代金は、放置艇等の撤去、保管及び売却に要した費用に充てることができる。

7 第1項から第5項までに規定する放置艇等の処分等に要した費用は、当該放置艇等の返還を受けるべき所有者等その他第1項に規定する当該撤去を命ずべき者の負担とする。

8 第3項の規定による公告の日から起算して6月を経過してもなお第2項の規定により保管した放置艇等（第4項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該放置艇等の所有権は本市に帰属するものとする。

（引取通知）

第14条 市長は、前条第2項の規定により保管している放置艇等の所有者等及びその住所、居所その他の連絡先が判明し、かつ、連絡が可能な場合は、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置艇等を引き取るように通知するものとする。

（費用の請求）

第15条 市長は、保管している放置艇等を引き取ろうとする所有者等に対し、当該放置艇等の撤去、保管その他の措置に要した費用を請求することができる。

2 市長は、第13条第4項の規定による売却、同条第5項の規定による廃棄、又は同条第8項の規定により本市に帰属した後に、当該放置艇等の所有者等が判明したときは、その者に対し、当該放置艇等の処分等に要した費用を請求することができる。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第17条 第11条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

対し、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。